

基 発 第 0331015 号

平成 17 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

登録教習機関等の登録に対する登録免許税の課税について

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号。以下「改正法」という。)により登録免許税法(昭和42年法律第35号)の一部が改正され、平成17年4月1日から労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関並びに作業環境測定法(昭和50年法律第32号)に基づく登録講習機関及び作業環境測定機関(以下「登録教習機関等」という。)の登録に対して登録免許税が課されることとなったところである。

ついては、今回の改正の趣旨及び内容を十分に理解し、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。また、今回の改正の内容について、関係機関への周知を図られたい。

記

第1 改正の趣旨

平成17年度税制改正の要綱(平成17年1月17日閣議決定)において、「登録検査機関等の登録について、所要の措置を講じた上、登録免許税を課税する。」とされたことを踏まえ、登録免許税の一部を改正し、登録教習機関等の登録に対して登録免許税が課されることとなったものである。

第2 改正の内容

- 1 登録教習機関等の登録に対して一件当たり9万円の登録免許税が課されること(改正法第4条による改正後の登録免許税法第2条並びに別表第1第29号の12及び13関係)。
- 2 登録免許税の課税に伴い、登録教習機関等(登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関を除く。)の登録に対してこれまで徴収

していた手数料が廃止されること（改正法附則第70条及び72条による改正後の労働安全衛生法第112条及び作業環境測定法第49条関係）。

- 3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第102号。以下「公益法人改革法」という。）附則第5条第2項及び第6条第2項の規定により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等については、公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新時に登録免許税が課されること（改正法附則第14条第3項及び第4項関係）。

第3 登録免許税の課税に伴う事務処理について

登録申請者は、これまでの手数料の納付に係る収入印紙に代えて、登録免許税の納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出することとなり、領収証書を確認することとするなど、登録に係る事務処理に変更があること。当該事務処理については、別に定めることとしたこと。

参考資料 別添 登録免許税の課税後の登録に係る手数料等について

登録免許税の課税後の登録に係る手数料等について

平成17年4月1日から、①から④までの登録について登録免許税が課税されることとなる。この場合における登録教習機関等の登録に係る登録免許税及び手数料の取扱いは、以下のとおりとなる。

- ① 登録教習機関（労働安全衛生法第14条、第61条第1項及び第75条第3項）の登録

現 行	改 正 後
手数料 16,700 (円)	登録免許税 90,000 (円)

- ② 登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関（労働安全衛生法第38条第1項、第41条第2項、第44条第1項及び第44条の2第1項）の登録

現 行	改 正 後
手数料 $36,300 \times \text{事業所数} + 9,700$ (円)	手数料 $36,300 \times \text{事業所数} + 9,700$ (円) + 登録免許税 90,000 (円)

- ③ 登録講習機関（作業環境測定法第5条及び第44条第1項）の登録

現 行	改 正 後
手数料 20,900 (円)	登録免許税 90,000 (円)

- ④ 作業環境測定機関（作業環境測定法第33条）の登録

現 行	改 正 後
手数料 39,600 (円)	登録免許税 90,000 (円)

※ ①、③及び④については手数料が廃止されるが、②については登録免許税と手数料が併課される。

※ なお、登録の更新については、手数料のみを課す従来の取扱いに変更はない。ただし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（法律第102号。以下「公益法人改革法」という。）により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等が公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新については、登録と同じ取扱いとなる。